

電子情報・ネットワーク法研究会

代表幹事 高橋 喜一 (61期) ●Kiichi Takahashi

当会には、16の法律研究会があります。
本コーナーでは、法律研究会の入会方法や活動内容
についてレポートしていただきます。

1 概要

電子情報・ネットワーク法研究会（以下、「当研究会」とする）は、ITと法に関する様々なテーマについて、外部の有識者などをお招きして講演会を行い、会員の皆様の研さん・自己啓発のお手伝いをさせていただき活動を行っております。

2 活動内容

かつては研究会メンバーで集まり例会を開き、判例勉強会などを行っていた時期もあるのですが、数年前より全ての勉強会を会員の皆様に公開した研修スタイルで行うこととし、『Niben通信』などで都度告知し、弁護士会館にて公開勉強会として不定期に開催しています。



韓国最高裁判所電算処理センターにて(写真中央が筆者)

活動方針としては、まず当会会員をはじめとする弁護士が興味を持ちそうな、ITと法にまたがる分野について、講演や研修を行う意義のある（つまり多くの出席者が見込めそうな）テーマを絞り込みます。

テーマが決まったら、それに適した講師の人選を行い、講演依頼と交渉を行います。最近はこのテーマと講師を探すのに苦労しておりますが、引き続き、会員の皆様にご関心を頂けるような講演や研修を実施して参りたいと考えております。

また、当研究会はITを活用した低コスト運営を行っており、当会からの充実支援費を毎年辞退しております。勉強会の運営費は研修などの受講料収入から全て賄っております。

3 最近の活動内容

2019年は定例研修で「発信者情報特定の知識と技術（中上級編）」と題して、ネット上における誹謗中傷記事の発信者を法的手段ではなく、技術的手法により特定するという研修を実施し、多数の会員の方に受講していただきました。侵害記事の発信者の特定は、通常は発信者情報開示請求などの法的手続きをとるものと考えられがちですが、特殊なツールを用いて発信者の残した電子的足跡を辿ることにより、仮処分などの法的手続きよりも早く安く発信者を特定できるケースがあります。この研修では受講生の

皆様にパソコンをお持ちいただき、実際にネット上の発信者を特定する作業をやっていただく実技研修という、当会の研修では珍しい試みもなされました。

2018年は「調査報告 韓国電子訴訟の最新事情」と題して、当会国際委員会のお力もお借りして、韓国の電子訴訟の実情を視察し、その報告会を行いました。

韓国は日本よりもいち早く訴訟のIT化が始まっており、日本でもこれから始まる裁判のIT化に向けて、韓国ではどのように訴訟手続が行われているのかを知ることは大変有意義なことです。報告会の半年前に視察団を結成し、当研究会メンバーから2名と国際委員会から2名、また国内のリーガルテック企業からも数名のパーティーで、韓国最高裁判所電算処理センターや、ソウル弁護士会などを訪問し、韓国の電子訴訟の最新事情取材してきました。こちらの報告会にも大変多くの会員にご参加いただきました。

2017年は「監視ツールを活用した情報漏洩の予防」と題して、セキュリティツールの技術者の方をお招きして、予防法務の観点から情報漏洩に役立ちそうなツールの活用方法についてお話を頂きました。弁護士が情報漏洩の予防について関与することも実務上は多い中、ツール類についても最新の動向を知っておくことは意味のあることであり、充実した研修となりました。

同年はもうひとつ「これだけは知っておきたい『電子契約とその普及状況』」と題して、電子契約に関する様々な最新事情を、当該分野を専門とする先生にお話しいただきました。

2016年は「プロバイダ責任制限法重要判例解説」と題して、同年に刊行された「プロバイダ責任制限法判例集」の共著者一同が、同分野に関する裁判例を解説するという研修を行いました。プロバイダ関連の訴訟は、法的知識と技術的知識の両方を必要とする専門性の高い分野ですが、主要な判例をひとつおとり押さえておくことで多少ハードルが下がります。こちらの研修には大阪など遠方の先生にも多数ご参加いただきました。

4 今後の活動予定

今年度は4月に「旅に出よう！弁護士のテレワーク」と題する研修会をYouTubeライブで実施し、全国から126名の先生にご視聴いただきました。反響が大きかったため同テーマにて再度行ったところ生配信で約1,000名の方にご視聴いただき、アーカイブは本稿執筆現在、2,000回以上再生されています。

当研究会の今後の勉強会及び研修は、当面の間はテレワークなどすぐに役立つ業務知識の提供に力点を置きつつ、原則としてオンライン配信で行うことを検討しており、当会会員に限らず全国の先生方にご視聴いただけるようにする予定です。YouTubeチャンネルの御登録を、ぜひお願いします（当研究会の名前で検索すると出てきます）。

5 入会について

現在、当研究会が行う勉強会は全て公開しており、活動予定は『Niben通信』で告知しておりますので、当研究会に入会をしなくても、活動に加わることは可能です。

入会した会員は、勉強会の活動予定が早く分かるのと、会場の設営などのお手伝いをすると受講料が無料になるなどの特典があるほか、勉強会の企画立案に加わることもできますので、ご自身の興味のある技術分野の専門家の招聘などについてアイデアを出すこともできるかと思えます。入会は当研究会のホームページからフォームを通じてお申し込みください。

<https://www.netinfo-law.net/>



定例研修は毎回多くの先生にご参加いただいております